

国民健康保険証が

新しくなります

国民健康保険の被保険者証（保険証）が、4月1日から新しいものに切り替えられます。

● 保険証の交付

新しい保険証は、3月下旬に郵送（配達記録郵便）されますが、次の方々には住民課窓口での交付となります。

1. 3月中に国保資格の異動があった方
2. 国保税が滞納となっている方

● 保険証の取扱い についてのお願い

1. 保険証が交付されたら内容を確認しましょう。
2. 受診の際は、必ず保険証を持参しましょう。
3. 保険証を紛失又は破損した場合は、国保係で再交付を受けましょう。
4. 職場の健康保険に入ったときは、国保係に届出をしましょう。

● 保険税を滞納している場合の取扱い

特別な事情もなく保険税を滞納している方には、次のような措置がとられます。

1. 有効期間の短い『短期被保険者証』の交付
2. 『被保険者資格証明書』の交付

納期限から1年経過しても滞納を続けていると、保険証を返却することになり、『被保険者資格証明書』が交付されます。この証明書では、医療機関の窓口で医療費の全額を自己負担することになります。支払った医療費は、申請に基づいて後日払い戻しが受けられます。

問い合わせ先

役場住民課国保係 TEL 82-8814

国民健康保険被保険者証			
有効期限			
記号	82	番号	
世帯主	住所		
	氏名		
保険者の名称及び所在地・所印	120824	一部負担金の割合	3割
	千葉県山武郡横芝町横芝3-3-1 千葉県横芝町 電話 0479(82)8814		
交付年月日			

● 裏面の注意事項を必ずご覧ください。

こんなときは必ず（14日以内に）届け出を！

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑・健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	他の市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と健康保険の保険証
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	生活保護を受けることになったとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書
	退職者医療制度に該当したとき	印鑑・保険証・年金証書
	住所・世帯主・氏名等が変わったとき	印鑑・保険証
	就学のため子どもが他の市区町村に下宿するとき	印鑑・保険証・在学証明書

